

移動はしご又は脚立については安全な構造のものを使用すること。

(ニ) 粉じんの発生のおそれがある場合には散水等の措置を講じた上で作業を行うこと。

(ホ) 研削といしについては、覆いを設け、粉じん防止措置を講ずる等の必要な措置を講ずること。

(ヘ) 屋内作業場等においてアーク溶接等の作業を行う場合には、防じんマスク及び保護眼鏡を使用させる等の必要な措置を講ずること。

また、溶接棒ホルダーについては、絶縁効力及び耐熱性を有するものを使用させること。

(ト) 自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業については、真空式石綿除去装置を用いる方式又は湿式による除去方法によるほか特定化学物質等障害予防規則に定められた措置を講ずること。

(チ) 硫酸等腐食性液体、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合は、必要な保護具を使用させること。

(リ) 塩化水素、硫酸等を取り扱う設備（バルブ又はコックを除く。）については、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の必要な措置を講ずること。

また、バルブ又はコックについては、耐久性のある材料のものとすること。

(ヌ) 有害物を使用して行う昆虫駆除、消毒等の作業に当たっては、保護具を使用し、風向き等に留意する等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。

(ル) コンプレッサーは、1年以内ごとに1回、定期自主検査を行い、その結果を記録し、保存すること。

(ヲ) フォークリフト、ショベルローダー等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を作成し、周知を図るとともに、作業指揮者を定め、作業の指揮を行わせること。

(ワ) 労働者の手が巻き込まれるおそれのあるボール盤については、手袋の使用を禁止すること。

(カ) 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務については、有機溶剤中毒予防規則に定められている措置を講ずること。

(ヨ) 労働者が感電する危険のある電気機械器具の充電部分には、絶縁覆い等を設けること。

ロ 粗大ごみ処理施設

(イ) 破砕機に付属するコンベアーについては、接触予防装置、非常停止スイッチを設置するとともに、定期的に点検すること。

(ロ) 爆発物及び破裂物が入った容器等については、安全な作業方法により選別し、これらのものを破砕機へ投入しないこと。

(ハ) 破砕機等の運転開始に当たっては、人員を点検し、破砕機の内部等に人が

いないことを確認させること。

(ニ) 破碎機の運転を中断し内部に入る場合には、破碎機の停止の確認を徹底させること。

(ホ) 破碎機等の点検、整備においては、必ず電源を切り、操作盤に点検、整備中である旨を明示させること。

ハ 焼却施設

(焼却炉関係)

(イ) 炉前等高温となる場所については、毎月2回以上温度を測定し、必要な場合は温度調整のための適切な措置を講ずること。

(ロ) 焼却炉の灰出しに当たっては、大量の焼却灰の落下による水蒸気爆発の発生を防止するための適切な措置を講ずること。

(ハ) 焼却炉内の補修、整備等の作業は適当に冷却した後でなければ行わせないこと。シュートに詰まったごみ、灰等の除去作業に直接労働者が従事するときは、炉を冷却する等の措置を講じ、水蒸気爆発の防止を図ること。

(ニ) ごみのかくはん等のため炉の扉を開ける場合には、労働者に保護面、保護帽、手袋、安全、呼吸用保護具等の保護具を使用させること。

(ホ) 炉の扉を開ける際は、まず細目に開け、破裂物の有無を確かめて開けさせること。この場合、当該作業については、炉の正面を避け側面の安全な位置で行わせること。

(ヘ) 機械装置の下方又は側方等の狭い場所で点検又は整備等の作業を行う場合は、保護帽を着用させること。

(付属施設関係)

[ガス発生施設]

(イ) 発生するガスの種類、濃度等を定期的に測定し、結果を記録し保存すること。

(ロ) 施設を密閉化し、発生するガスは適正に処理すること。なお、密閉化の困難な施設では通風、換気等の措置を講ずること。

(ハ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものその他点火源となるものの使用を禁止すること。

(ニ) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。

a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。

b やむを得ず火気等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

[ガス発生施設に近接する施設で、ガス発生施設からのガスが漏えいし、かつ、

滞留するおそれのある施設]

- (イ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものその他点火源となるものの使用を禁止すること。
- (ロ) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。
 - a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。
 - b やむを得ず火気等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

2 し尿収集作業

し尿収集作業については、上記1(1)に掲げる事項に準ずるほか、次により行うこと。

- (1) ホースの引き出し及び収納の際は、ホースが跳ねないように静かに行わせること。
- (2) ホースを引っ張る際は、途中で物品が引っ掛かっていないか確認させること。
- (3) ホースを2人で引っ張る際は、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。
- (4) ホースの輪の中に労働者を立ち入らせないこと。
- (5) 住宅内に入る際は、作業場所の障害物や犬の有無に十分注意させること。

3 酸素欠乏危険作業

し尿処理施設における投入槽、浄化槽、ばっ気槽等及びごみ処理施設等における槽、ピット等（以下「タンク等」という。）の内部での清掃及び修理の作業に労働者を従事させる場合には、酸素欠乏症又は硫化水素中毒による事故を防止するため、次の措置を講ずること。

なお、タンク等の内部での作業が予定されていない場合においても、ホース、ロープ等がタンク等の内部に落下した場合には、回収のためにタンク等へ立ち入ることがあるので、こうした場合においても、酸素及び硫化水素濃度の測定等所要の措置が講ぜられるよう、次の措置に準じた措置を講ずること。

- (1) 作業開始前に、タンク等の内部の空気中の酸素及び硫化水素濃度の測定を行うこと。この場合、タンク等の内部の容積、構造等に応じて、必要な測定点を探ること。
 - なお、作業中であっても空気中の酸素等の濃度が変化し、人体に有害な影響を及ぼすおそれのある場合については同様の測定を行うこと。
- (2) タンク等の内部の空気中の酸素濃度を18%以上に、かつ、硫化水素濃度を10ppm以下に保つように換気すること。ただし、爆発、火災等を防止するため換気することが著しく困難な場合は、労働者に空気呼吸器等を使用させること。
- (3) 労働者が転落するおそれのあるときは、安全帯等を使用させること。
- (4) 人員の点呼を行わせること。
- (5) 非常時に備えて、タンク等の外部に監視人を配置し、作業の状況を監視させること。

- (6) 酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所については、関係者以外の労働者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- (7) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒に係る酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その職務を行わせること。
- (8) 酸素欠乏危険場所での作業に労働者を従事させるときは、[1]酸素欠乏症等の原因及び症状、[2]空気呼吸器等の使用方法、[3]事故の場合の退避及び救急処生の方法等について特別の教育を行うこと。
- (9) 空気呼吸器その他の避難用具を、非常の際に直ちに使用できる状態にして備え付けること。
- (10) 硫化水素等が異常に発生するおそれのある沈澱物のかくはん等の作業に当たっては、空気呼吸器等を使用させること。
- (11) 2 槽以上のタンク等が連結されている構造のタンク等において換気を行う場合は、労働者が作業をしている槽から労働者はいない槽へ送気すること。
- (12) タンク等の出入口が屋内作業場にある場合は、当該屋内作業場の換気についても留意すること。
- (13) 労働者がタンク等の内部に立ち入る場合には、警報装置付きの硫化水素濃度測定器を携行させることが望ましいこと。
- (14) 測定機器の保守点検を確実に行うこと。特に測定器のセンサー、電池等の消耗部品の交換は早目に行うこと。
- (15) 以上の措置を講ずべき旨を見やすい箇所に表示すること。

別添 2

基発第123号の 2

平成 5 年 3 月 2 日

厚生省生活衛生局長

自治省行政局長 殿

労働省労働基準局長

清掃事業における労働災害の防止について

清掃事業における労働災害の防止については、昭和57年7月28日付け基発第499号に示す「清掃事業における安全衛生管理要綱」により、その推進を図ってきたところでありますが、その後の労働安全衛生関係法令の改正、ごみ処理施設における爆発災害の発生等の状況にかんがみ、同要綱を見直し、今般、別添のとおり「清掃事業における安全衛生管理要綱」を定めたところであります。

つきましては、貴職におかれましても清掃事業を行う地方公共団体及びその委託に係る清掃事業者その他関係者に対して、同要綱の周知徹底を図られますようお願いいたします。

(資料5)

産業廃棄物処理業の法的安全衛生管理体制等について

区 分		1～9 (人)	10 ～ 49	50 ～ 99	100 ～ 299	300 ～ 999
総括安全衛生管理者の選任	令第2条				○	○
安全管理者の選任	令第3条			○	○	○
衛生管理者の選任 (第1種)	令第4条			○	○	○
産業医の選任	令第5条			○	○	○
安全衛生推進委員の選任	法12条の2		○			
衛生推進者の選任	法12条の2					
安全衛生委員会	法第19条			○	○	○
安全委員会の設置	令第8条			○	○	○
衛生委員会の設置	令第9条			○	○	○
職長等の安全衛生教育	令第19条	清掃業は対象外となっている。				

- 注 1 産業廃棄物処理業の業種は、清掃業となる。(平成5年3月2日付基発第133号の2「清掃事業における労働災害防止について」による)
- 2 職長等の教育を行うべき業種は、建設業、製造業(ただし、食料品・たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業、伸分業、出版業、製本業、印刷物加工業を除く)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

(資料6)

労働安全衛生法に基づく危険物（労働安全衛生法施行令別表1）

区 分	物 質 名
1 爆発性の物	1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化合物
2 発火性の物	1 金属「リチウム」 2 金属「カリウム」 3 金属「ナトリウム」 4 黄りん 5 硫化りん 6 赤りん 7 セルロイド類 8 炭化カルシウム（別名カーバイト） 9 りん化石灰 10 マグネシウム粉 11 アルミニウム粉 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉 13 亜二チオン酸ナトリウム（別名ヒドロサルファイト）
3 酸化性の物	1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類